

図表1 定額減税のまとめ

項目	所得税		住民税	
	内容	備考	内容	備考
適用期間	令和6年	1年のみ	令和6年度	1年のみ
対象者	合計所得金額1805万円（給与収入2000万円）以下の者	令和6年分所得	合計所得金額1805万円（給与収入2000万円）以下の者	令和5年分所得
控除額	本人3万円	本人の所得税額を限度	本人1万円	本人の所得割を限度
	同一生計配偶者または扶養親族1人につき3万円 (注) 同一生計配偶者は源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下（給与収入103万円以下）	居住者のみ 配偶者特別控除の対象者（103万円超150万円以下）は対象外。ただし本人として適用	同一生計配偶者または扶養親族1人につき1万円 (注) 同一生計配偶者は源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下（給与収入103万円以下）	本人の合計所得金額が1000万円を超える場合には同一生計配偶者分の特別控除は令和7年度分から控除 配偶者特別控除の取扱いは所得税と同じ
実施方法	(給与所得者の場合)		(特別徴収の場合)	
	令和6年6月以降の源泉徴収税額から順次控除	控除できなければ翌月から	令和6年6月は特別徴収しない 令和6年7月～令和7年5月までは特別控除後の金額の1/11を徴収	
	(年金所得者の場合)		(年金所得者の場合)	
	令和6年6月以降の源泉徴収税額から順次控除	控除できなければ翌月から	令和6年10月以降の源泉徴収税額から順次控除	控除できなければ翌月から
その他	(年金所得者の場合)		(普通徴収の場合)	
	〈予定納税がある場合〉 7月の予定納税額から本人分のみ(3万円)を控除する	原則、同一生計配偶者分等は確定申告	普通徴収の第1期分から順次控除	控除できなければ第2期分から
	〈予定納税がない場合〉 確定申告の際に控除する			
その他	給与所得者、公的年金等所得者は控除額を源泉徴収票に記載		特別徴収の場合には、控除額を給与支払報告書に記載	

(出所) 筆者作成

ある場合には、以後に支払われる金額から順次控除する。また子どもの出生、配偶者との離婚などにより給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項の異動が生じた場合には、年末調整で調整する。

**① 公的年金等受給者の場合**  
令和6年6月1日以後、最初に支払いを受ける公的年金等につき、源泉徴収されるべき所得税の額から特別控除の額に相当する金額を控除する。控除しきれない金額がある場合には、以後に支払われる金額から順次控除する。また公的年金等の扶養親族等申告書に記載した事項の異動により特別控除額に異動が生じた場合には、確定申告で調整する。

**② 事業所得者等の場合**  
事業所得者でかつ予定納税がある場合、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から、本人分に係

る特別控除額（3万円）を控除する。なお控除しきれない金額がある場合には第2期分予定納税額から控除する。予定納税額から控除する特別控除額は原則本人分のみで、同一生計配偶者等に係る特別控除額は確定申告により控除することとなる。ただし予定納税の減額承認申請をした場合には、予定納税額から同一生計配偶者等に係る分も控除することができる。

一方で予定納税がない場合には、令和6年分の所得税の確定申告書の提出の際に特別控除額を控除する。

注意点もある。所得税の定額減税の適用を受ける場合の合計所得金額は令和6年12月31日以降だ。したがって一度6月に定額減税の適用を受けても、退職金を受け取った、不動産を売却したなどにより一定額以上所得が増加し

# 同一生計配偶者や扶養親族の数に応じ所得税と住民税を減税

## 所得額・個人住民税の定額減税

**今** 日の経済はデフレ脱却のチャンスだが、賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環には至っていない。そこでデフレに戻らないための措置の一環として、令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況を作り、デフレマインドの払しょくと好循環の実現につなげていく趣旨で新たに設けられた制度である。

**所得税の定額減税の概要や実施方法**

令和6年分の所得税について、居住者の所得税額から定額による特別控除額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円（給与収入の場合2000万円）以下の者が対象である。高所得

者や非居住者は対象外で、適用年度は現状令和6年限りの規定である。

特別控除の金額は、①本人3万円、②同一生計配偶者または扶養親族1人につき3万円——以上①②の合計額だ。ただしその合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

ここでいう「同一生計配偶者」とは、生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く）で、その者の合計所得金額が48万円以下である者という（所得税法2条三十四）。

したがって配偶者の収入が給与のみの場合、103万円（48万円＋55万円給与所得控除）以下の配偶者が控除額3万円の対象となる。

しかし配偶者特別控除の適用を受けているような源泉控除対象配偶者（本人の合計所得金額が900万円以下で配偶者の合計所得金額が95万円以下、給与収入の場合150万円以下）は、控除額3万円の対象となる。

また控除対象扶養親族ではなく「扶養親族」が対象となるため、小学生などの年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）がいる場合についても、控除額3万円の対象となる。

**扶養異動があれば確定申告で対応する**

では具体的に、特別控除はどのように実施されるのか。

⑦給与所得者、⑧公的年金等受給者、⑨事業所得者等の場合をみていく。

**⑦ 給与所得者の場合**  
令和6年6月1日以後、最初に支払いを受ける給与等（賞与を含む）につき、源泉徴収されるべき所得税の額から特別控除の額に相当する金額を控除する。

なお控除しきれない金額が